

おきなわ彩発見キャンペーン事業補助金交付要綱（案）

令和2年6月1日制定

令和2年 月 日改正

（趣旨）

第1条 知事は、「おきなわ彩発見キャンペーン事業」（以下「本事業」という。）における補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第2条 本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、沖縄県内に住所を有する者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象に、旅行会社等が旅行商品の造成に要する経費に対して補助を行い、県民の需要喚起を行うことを目的とする。

（対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者及び旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）であり、県内在住者のみへの商品販売対応が可能であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、同一会社については取りまとめて申請することとする。

- （1）沖縄県内に本社を有し、JATA（一般社団法人日本旅行業協会）またはANTA（一般社団法人全国旅行業協会）の会員であり、相応の実績を持つと認められる者
- （2）日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者
- （3）沖縄県内の観光協会

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、県内在住者が沖縄県内の宿泊施設に1泊以上する旅行商品代金とする。

- 2 対象事業者は、本事業の対象となる商品の販売にあたって、本事業が適用されていること並びに本事業の適用前の価格及び本事業による補助金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 3 対象事業者は、本事業の対象となる商品の販売にあたって、旅行者が県内在住者であることを確認すること。また、対象事業者は、基準としている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインに留意すること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する旅行商品は、補助の対象から除くものとする。
 - （1）国、県、市町村が旅行商品代金の全部又は一部に対して補助を行う旅行商品
 - （2）国、県、市町村が他の団体に業務を委託して前号と同様に補助を行う旅行商品

（補助額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）旅行商品代金（税込）が1人あたり20,000円以上の場合、1人あたり10,000円
- （2）旅行商品代金（税込）が1人あたり10,000円以上20,000円未満の場合、1人あたり5,000円
- （3）旅行商品代金（税込）が1人あたり6,000円以上10,000円未満の場合、1人あたり3,000円
- （4）旅行商品代金（税込）が1人あたり1,000円以上6,000円未満の場合、旅行商品代金の1/2以内の額

(補助金交付対象期間)

第6条 本事業の対象となる期間は、令和2年7月10日以降に予約又は販売されたもののうち、令和2年8月30日までの宿泊（令和2年8月31日チェックアウト）とする。

(販売手数料)

第7条 本事業の旅行商品に係る販売手数料額については、平時の取扱いと同様とすること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出する。

- ①参加申請兼交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③旅行業登録票の写し
- ④商品販売時に県内在住者を確認する具体的な内容を示す書類

2 補助金の交付の変更申請をしようとする者は、様式第1の1号交付変更申請書を知事に提出する。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、申請内容を審査の上、補助金の交付の決定をする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定を対象事業者へ通知する。

(実績報告)

第10条 対象事業者は、県に販売実績の逐次報告を行う。

2 対象事業者は、次に掲げる書類を添えて、知事に販売実績の月間報告を行う。

- ①実績報告書（様式第3号）
- ②実績内訳シート（様式第4号）
- ③旅行及び宿泊実績が証明できる書類
- ④その他知事が必要と認める書類

3 本事業対象期間後の販売実績の月間報告を最終報告とする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の最終報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告の内容及び第14条に定めた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、対象事業者へ通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

(補助金の請求)

第12条 対象事業者は、概算払を受けようとする場合は、様式第5号の概算払請求書を添えて、県に補助金請求を行う。

2 対象事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、様式第6号の精算払請求書を添えて、県に補助金請求を行う。

3 補助金の請求をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して請求しなければならない。ただし、請求時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の支払等)

第13条 知事は、前条に従って補助金の請求があった場合、適正な補助金の請求書を受理した日から30日以内に対象事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第14条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、本事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を揃え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を揃え、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 補助金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象事業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第15条 対象事業者は、第11条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号の消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を添えて、知事に報告を行う。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(状況報告及び調査)

第16条 知事は、必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(補助金の支払停止)

第17条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、知事は補助金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(補助金の返還)

第18条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、知事は支払済みの補助金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなけれ

ばならない。

(不正利用の防止)

第19条 対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、知事と対象事業者で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。